

第6回

「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成26年7月15日（火）午前10時00分～正午

会場：新潟市役所 第1分館 1階 1-101会議室

出席委員：飯塚委員、植木部委員、大竹委員、本間委員、本間委員、山賀委員、山岸委員、山田委員
(出席7名，欠席0名)

事務局出席者：こども未来課 小沢こども未来課長、古泉課長補佐

本間育成支援係長、高野育成支援係主査、金子育成支援係主査

生涯学習課 青少年・地域と学校連携室 佐々木室長

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長 小林課長補佐 竹石係長
鶴巻主査 成田副主査

傍聴者 有6名

会議内容

1 開会

○古泉こども未来課長補佐

それでは、本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。時間少し前でございますが、皆さんおそろいになりましたので、これより第6回新潟市放課後児童クラブ検討部会を開会したいと思います。

司会を務めさせていただきますこども未来課の古泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会の議事の課程を明確にするため、内容を録音させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、当部会は公開となっております。本日は、6名の傍聴者の方がおりますことをご報告させていただきます。

まず初めに、前回所用で欠席されておりましたが、今年度市校長会会長となられました浜浦小学校の本間則昭校長先生に、森委員にかわりまして、本部会の委員を務めていただくことになりました。本間委員におかれましては、本日が初めての部会となりますので、一言ご挨拶を賜りたいと思います。

本間委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○本間委員

おはようございます。ただいまご紹介いただきました今年度より市小学校長会の会長を務めており

まず浜浦小学校、本間則昭と申します。精いっぱい努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○古泉こども未来課長補佐

本間委員、どうもありがとうございました。

それでは、これより議事につきまして植木部会長より進行をお願いしたいと思います。

植木部会長、どうぞよろしくお願いたします。

2 議事

(1) 国の基準省令と新潟市の条例に定める基準について

○植木部会長

おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

先回の会議では、国から出た省令に基づいて我々で議論をして、そしてパブリックコメントの前提となる基準条例の骨子案をまとめたわけでございます。現在それがパブリックコメントとしてかかっている最中です。したがって、きょうの1つ目は、昨日までに寄せられたパブリックコメントの意見に基づいて、もう一度基準条例案を見ていくというような形になるかというふうに思います。

それから、もう一つの議題は、平成27年度の新制度、子ども・子育ての新制度ですけれども、それに向けて公設の現在のひまわりクラブの運営の見直しが必要になっているということで、この部会でもこれまでご意見をいろいろいただいておりますけれども、そのひまわりクラブの開設時間であるとか、あるいは利用料、それから指導員の待遇などについて具体的に検討するというようなことがきょうの2つ目の議題というふうになっております。どうぞよろしくお願いたします。きょうも忌憚のないご意見をいただければというふうに思います。

それでは、早速事務局から、まずは前半の1、国の基準省令と新潟市の条例に定める基準について説明をお願いいたします。

○本間育成支援係長

こども未来課、本間です。よろしくお願します。座って説明させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。A4横の左上ホチキスどめの資料です。先回の部会では、パブリックコメントを行うため、基準条例案の骨子案をまとめたところです。今回は、それを踏まえまして、具体的な条例の姿として案文を作成いたしました。資料1の左側の欄、こちらが4月30日に公布されました国の省令です。右側が新潟市の条例案になっております。条例案のほうには、省令からの変更箇所がわかるように字体をゴシック体にして、取り消し線や下線を引いております。私のほうからは、省令との変更箇所のみを説明させていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。第2条、最低基準の目的です。ここで

記載が少し漏れていましたので、訂正の上、下線を引いていただきたいと思います。省令の2行目にあります利用者について、条例案のほうには「市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）」というふうに改めております。この文言につきましては、新潟市の児童福祉施設の基準条例、そちらに倣って、このような記載にさせていただきました。そこは、記載が漏れておりましたので、ここのところアンダーラインを引いていただければと思います。

基準条例案の同じく第2条の4行目ですけれども、「心身ともに」を取り消しております。こちらにつきましては、誤った印象を持たれる可能性があるということで削除しております。

恐れ入りますが、ここで一旦ページを飛びまして、5ページを御覧いただきたいと思います。第7条にも同じような表現がございます。こちらは、職員の一般的要件ですけれども、省令では「職員は、健全な心身を有し」とあります。条例案からは「健全な心身を有し」という文言を削除しております。第2条、第7条とも、それぞれの文言がなくとも意図するところ、また趣旨は反映されますし、誤った印象を持たれる可能性があることから、削除いたしました。

ページを戻りまして、3ページを御覧ください。第5条、放課後児童健全育成事業の一般原則のうち、省令の第3項を条例案では第3項と第4項に分けております。地域社会や特に学校等との交流、連携を重要なものとして強調するとともに、運営内容の説明について児童も加え、子どもの人格を尊重して、子どもの視点を大切にされた内容としております。この点につきましては、本部会においてもこれまでたくさんの意見をいただいているところです。

次に、4ページを御覧ください。第5条に第7項をつけ加えております。放課後児童健全育成事業者は、暴力団や暴力団員などであってはならないということで、こちらにつきましては平成25年4月に新潟市暴力団排除条例が施行されましたことから、市の全体的な方針として追加しているものでございます。

次に、その下、第6条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策についてです。第3項として、非常災害時における地域社会や小学校との連携についてを追加しています。また、次のページ、第4項として、非常災害に対する計画を職員や利用者の保護者に周知することも追加しております。これらにつきましても、今まで部会で地域社会との連携のご意見をいただいておりますし、また新潟市の児童福祉施設の基準条例にも記載されておりますので、それに倣ってこの条例にも追加したものでございます。

第7条につきましては、先ほど説明いたしましたので、次に6ページを御覧ください。第9条の設備の基準について、第2項に「利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、便所等は含まず」ということで文言追加しております。5月30日に国から具体的な解釈について示された部分でありますし、また本部会でも多くのご意見をいただいておりますので、このように追加させていただいております。

次に、1ページ飛んで、8ページを御覧ください。第11条、利用者を平等に取り扱う原則です。省

令の案文に加えまして、さらに「性別、障がいの有無」を追加しました。これは、市の人権教育、啓発に関する全体的な方針を踏まえたものであり、児童福祉施設の基準条例でも同様な記述となっておりますので、それに倣ったものでございます。

次に、また1ページ飛びまして、10ページを御覧ください。中ほど、第15条、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿についてです。追加したものが「個人に関する情報の漏洩防止に十分配慮のうえ」という文言を追加いたしました。個人情報の漏えい防止を強調しております。

その下の第16条、秘密保持等についてです。「職員は、その職を退いた後も業務上知り得た秘密は漏らしてはならない」ことを明記いたしました。こちらも児童福祉施設基準条例に倣ったものでございます。

次に、12ページを御覧ください。第20条、関係機関との連携についてです。追加したものが「必要に応じて児童相談所、児童委員その他の関係機関との連携しなければならない」ということを追加して明記しております。こちらにつきましても児童福祉施設基準条例に倣ったものでございます。

その下の第21条、事故防止対策と事故発生時の対応についてです。省令では事故発生時の対応のみとなっておりますが、5月30日に出されました国の考え方によりますと、その他留意すべき事項として、「事故の原因を解明し、事故を防ぐための対策を講じることが求められる」と示されておりましたので、事故防止対策として第1項を追加しまして、次ページ以降になりますが、事故発生時の対応条文につきましてはそれぞれ第2項、第3項として順送りしてございます。

以上が資料1の説明でございます。

続きまして、本日お配りしました資料4を御覧ください。資料4につきましては、パブリックコメントの募集に対して寄せられた意見でございます。6月25日から開始しており、市のホームページや市報のみだけでなく、各区役所、出張所、中央図書館、そして各放課後児童クラブに設置しているほか、社会福祉協議会のご協力によりまして、各ひまわりクラブを利用する保護者へチラシを配布するなど、周知に努めております。ただ、現在のところ寄せられたご意見は1件となっております。

寄せられているご意見と市の考え方は、資料のとおりでございます。いただいている1件のご意見で、現在提示している条例案を変更することは今のところ考えておりません。

パブリックコメントの期間は、7月24日までとなっておりますので、本日以降のご意見につきましては、まとも次第、委員の皆様にお知らせさせていただきますが、パブリックコメントの意見の精査につきまして、改めて部会を開催した上で条例の成案とすべきか、また部会を開かずに、植木部会長と山賀職務代理と事務局で行いまして、その後、委員の皆様にご意見を文書でお示しし、委員のご意見をいただいた上で条例の成案とすべきか、こちらにつきましても後ほど植木部会長のほうからお諮りいただきたいと思っております。

続きまして、本日配付しました資料5を御覧ください。こちらにつきましては、事前に委員からいただいたご意見について、事務局の考えを示したものでございます。(1)、基準条例についてとい

うことで、そのうち設備の基準についてのご意見をいただいております。まず最初に、トイレの関係ですけれども、確かにトイレ、男女分かれていないとか、数が足りないとか、そういったことはございます。ひまわりクラブ、今現在104の施設があり、トイレの状況につきまして、指定管理者であります社会福祉協議会のほうで調査をして、整備が必要なクラブについて順位づけをいただいております。緊急度の高いクラブから順次整備していく予定にしております。なお、経費につきましては社会福祉協議会のほうで今精査中でございます。

その下の全般ということで、子どもの育ちに目を向けた子育て支援から離れない条例にしてほしいと。保護者がしっかりと子どもを育てていくことが非常に大切だというご意見をいただいております。こちらにつきましては、基準条例案の第5条、一般原則のほうに網羅されているというふうに考えております。

その下、(2)、ひまわりクラブの運営ということで、職員が長く勤務できるよう金銭的保障が必要と思われる。また、子どもと職員の信頼関係は非常に大切。開設時間の延長となった場合は、職員に対する手厚い保障が必要というご意見をいただいております。後ほど指導員の待遇改善案についてはご説明いたしますけれども、本部会でも検討していただく予定にしておりますし、あわせて開設時間のことにつきましてもご議論いただきまして、それぞれ必要な場合につきましては、それぞれ必要な待遇等を検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、参考資料として、本日お配りした放課後対策の総合的な推進というA4横の資料でございます。こちらにつきましては、去る5月28日の日に国の産業競争力会議課題別会合におきまして、放課後児童クラブに関する資料が提出されておりましたので、その資料をお配りさせていただいております。内容といたしましては、今後の放課後対策の総合的な推進と、あと5ページ以降になりますけれども、子育て支援員(仮称)の創設についてというものが示されております。これらにつきましては、既に一部新聞報道がされておりますけれども、具体的に国のほうから通知などはまだ来ていない状況にあります。先回の部会、5月23日以降に新たな国の動きがありましたので、参考に資料をつけさせていただきました。

以上で前半の資料説明は終わります。

○植木部会長

ありがとうございました。

参考資料の内容について具体的な説明ありませんか。特にこの部会に関連する部分の説明いただけると、議論がしやすいと思うんですが。

○本間育成支援係長

知り得た資料、情報で少し説明させていただきたいと思います。

前半のほうは、放課後対策の総合的な推進ということで、今現在、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携実施というものを進めているんですけれども、そのあたりが十分進んでいるとは言えな

いということで、国のほうで新たにもう少し推進していこうというものが今回改めて示されているものです。一体化を中心とした計画的な整備といったものも示されておりますし、2ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、左上のほうですけれども、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備していこうということを国は示しておりますし、そのうち2万カ所、全小学校において一体的または連携して実施というふうなこともうたわれております。

4ページを御覧いただきたいんですけれども、今回大きく打ち出されたのが学校施設の一層の活用促進ということで、今後総合教育会議というものが設置されまして、これを受けて学校施設の一層の活用促進を検討していくというふうになっております。また、今後新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施するということも数値目標として伺っております。このあたりにつきまして、我々も情報をいろいろ集めようとしているんですが、これ以上の情報は今のところないという状況です。

5ページ以降は、子育て支援員（仮称）というものも国のほうでは示しております。保育士とか幼稚園教諭、そういった人力的なものが不足をしているということで、子育て支援員というものを設けて、家庭的保育でありますとか、ファミリー・サポート・センター、また放課後児童クラブとか、そういったところの補助的業務を担っていただくというのが国の考えのようであります。

8ページのほうに御覧いただきたいと思っておりますけれども、国が子育て支援員創設に当たっての研修体系イメージです。国のほうで研修時間、カリキュラムを考えるということで、本部会にかかわる部分では、左のほうに放課後児童クラブの補助員ということで、子育て支援員を補助員に充てるという構想も国は持っているというところで、それに当たっては5時間ほどの研修を受けて、子育て支援員ということの位置づけが記載されております。このあたり、国のほうの会議の資料でありまして、具体的にまだ都道府県、市町村のほうには情報がおりてきていないというところ です。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

○植木部会長

ありがとうございました。

条例の骨子案の修正部分、その説明をいただきました。それから、パブリックコメントは現在進行中ですので、本来ならば全てがそろってから部会を開くべきだったなと思って若干反省しておりますけれども、現在1件出されて、そのペーパーがあると。それから、委員の事前のご意見、そのペーパーということでございました。それから、参考資料についても、この参考資料、日付を見ますと、産業競争力会議の資料なんです、平成26年5月28日の会議なんです。つまり我々の前回の第5回の部会の後に開かれているものであって、したがって骨子案をつくる際、この内容を我々が把握できなかったということでございます。今詳しく説明していただいたのは、特にこの条例の中で職員の資格を放課後児童支援員と、それから補助員と、2つの種類があって、それぞれ置くことができるというようなことで議論を進めてきた。この部会では、その放課後児童支援員も補助員も両方専門職者

ということで我々は把握して議論してきたわけでございますけれども、ところがこの産業競争力会議の5ページなんかを見ますと、子育て支援員（仮称）の研修を受けると、放課後児童クラブの補助員に充てることができるというふうな構想になっているんですね。おやおやと思う部分でございます。じゃ、その子育て支援員というのは誰がなれるかということ、子育てが一段落した専業主婦等というふうに書いてある。そうなってくると、この部会で議論をしている放課後児童支援員と補助員のうち、その後者の補助員というのは本当に専門職者なんだろうかということの疑問が生まれてくるわけでありまして。放課後児童支援員を複数常時置けることができればいいんですけれども、そのうち1人を補助員にかえることができるというふうな条例案で我々は議論してまいりました。場合によると、支援員と補助員が2人いて、そして支援員が何か都合で勤務を休んだ場合、専門職者がいなくなるのではないかというふうな、そういう疑問が新たに生まれてきたわけでございます。それで、今回このような参考資料を第6回の会議で出していただいたということです。したがって、きょうはこの条例案の修正部分に関するご意見と、それから補助員の取り扱いについてのご意見と、それも含めて、また忌憚のないご意見を皆さん方からいただければいいかなというふうに思う次第でございます。

ちなみに、その補助員に関しては、資料の1でいうと、6ページ目の第10条、職員、（職員）の第10条に該当する部分です。（職員）、第10条です。第1項は、放課後児童健全育成事業者は放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないと。要するに1施設ごとに必ず放課後児童支援員、これ専門職者ですけれども、これ必ず置かなければいけないということです。それから、次の第2項です。放課後児童支援員の数、その数です。支援の単位ごとにと書いてあります。支援の単位というのが事業所ごとではなくて、集団の規模のことをいうわけなんです。支援の単位ごとに2人以上とすると、これは複数ということですが、問題はその後なんです。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれにかえることができます。この補助員が産業競争力会議で構想される子育て支援員と同等のものであるとすれば、果たしてそれをもって専門職者と言えるのかどうかというふうな疑問、あるいは疑問ですね。そういった部分が新たに出てきたということでございます。もっとも、その支援の単位が複数にわたれば、2グループ、3グループということになるわけですので、支援員の数は複数になっていきますけれども、支援の単位が1つの場合、支援員と補助員と1人ずつというふうなことがあり得るということです。

さて、その部分も含めて条例案の修正部分、あるいはその後の皆さん方のお気づきの部分、総合的にご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

本間委員、いきなりで恐縮ですけれども、事前の資料御覧になって、それから今の事務局の説明を聞いて、本間委員のお立場から率直なご感想があれば、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○本間委員

事前に動きについては聞いていたんですが、今ちょっと特に、指名いただいたんですが、皆さ

んのご意見をお聞きして、ちょっとまた発言させてもらいたいと思います。

○植木部会長 わかりました。

大竹委員、いかがでしょう。

○大竹委員

今私たちは新潟市における放課後児童クラブの条例を定めようとしているわけですよね。この指導員を、今回国から出た提案を、子育て支援員をその補助員に充てることができるということになると、今その指導員の数が求められている状況に応えようとして今こういうことが考えられてきているのかなというのも思うんですけども、最初にその条例というものをつくるときに、余り緩やかにしてしまったら、後がやはりちょっと大変になっていくかなみたいなところもあるので、私もよくこの辺がちょっとわからないんですけども、ただやはり私たちが今まで考えてきた有資格者ということは、子どもの保育に責任を持つという意味合いからすれば、やはり厳しいかもしれないですけど、必要なことかなという思いがあります。

○植木部会長

児童クラブとして受け入れる専門職者として、それなりの質の担保が必要だというふうなことです。今の大竹委員のご意見については、前回までに我々でやっぱり議論を進めてきたかなり重要な部分だったというふうに思いますので、そういった意味で、この専門職員の位置づけというのがこれ条例でどのように最初に定めるかというのはとても重要なところだというふうに思います。ありがとうございました。

飯塚委員、いかがでしょうか。

○飯塚委員

放課後児童の健全育成の補助員ですが、資格としては保育士の資格を有する者、また（２）として社会福祉士の資格を有する者と。これ一朝一夕に、簡単には見つからないと思うんです。というのは、私も新潟市の社協の理事やっていますけれども、ほとんどがもうこういう方は職業についているんですね。ですから、改めてこの放課後児童支援員として探し出すにはちょっと時間かかるんじゃないかと思います。何回も言いますが、こういう資格を持っていらっしゃる方は何らかのもう職業についていらっしゃる方が多いんです。この補助員の確保については、そう簡単にはいかないよということは今申し上げたんです。要するに行政側として何か打つ手はありますか。

○小沢こども未来課長

ここでの議論として、指導員が容易に確保できるかできないかの議論とは切り離し考えるべきではないかと思います。この条例はそもそも国の基準を引っ張ってきているわけですけども、これはこの前回にも議論していただいており有資格者を２人にすべきじゃないかという議論も確かにこの部会でやっていただいたと思っている。その中で、私どもは今現実的に民設クラブにおいてこの基準を満たしていないところがあるものですから、やはりそういったところを救っていくためには、条例では

最低の基準を設け、ある程度救うような形にしていかなないと、新制度が始まってすぐその今までやっていたところを排除してしまうというような形になるものですから、そこに配慮するということが、国の省令どおりということにしております。ただ、ここの職員の第10条のところでは確かに補助員にかえることができる規定という形になっているのですけれども、その前段の第4条のところでは最低基準と放課後児童健全育成事業者という項目がございます。A4の横のお配りしました資料の1の13分の3ページ目でございますが、その一番左端の上のところには第4条がございますが、ここに基本的なものとして、事業者については最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないという規定がございますし、それからその第2項といたしまして、最低基準を超えて現在設備を有して、または運営している放課後児童健全育成事業者においては、この条例ができたからといって、その設備または運営を逆に低下してはいけないと、だから現状維持は必ずしなさいという形になります。その中で、新潟市の公設のひまわりクラブにおきましては、有資格者2名を今現在配置していますので、公設クラブについて低下するということはありません。その中で、あとは民設クラブの扱いを今後どうしていくのか、どうやって配慮していくかということもできれば考えていただければと思います。

○植木部会長

ありがとうございました。よくわかります。ひまわりクラブに関しては、最低基準を超えて配置があると、ですからそれが維持されるというふうな説明ですね。一方で、それ以外の民設のクラブについてということですね。例えば放課後児童支援員の資格を最初から有していなくても、国の省令を見ると、研修を受けて支援員の資格を取るまでに5年間の猶予期間があるんですね。ですから、最初に支援員でなくても、その5年間の間に資格を取れば、それは支援員として認められるというようなことだろうかというふうに思います。その基礎資格としては、保育士資格とか社会福祉士というような並んでおりますけれども、中には児童福祉事業に2年以上携わった者というふうな文言も含まれております。それは、8ページの第9号ですね。(9)ですね、9号。高等学校卒業等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者。

○本間こども未来課育成支援係長

第3号です。

○植木部会長

7ページの第3号ですね。(3)ですね。その前でした。ここですね。この最後の文章のところ、2年以上児童福祉事業に従事した者、これですね。ここにありますので、採用されて5年間の間に当然2年以上事業に従事するわけでありますので、それと同時に研修を受けて支援員の資格を取ると。むしろそうした支援員の資格を取得するように誘導するような、そういうふうな条例の中身であることが重要なのではないかというふうに思われます。もしそれがないと、取らなくてもいいのではないかというふうなことにもなりかねない、わかりませんが、我々は、最低基準を超えて条例を設

定するわけでありますので、その超える部分に誘導するような中身もやはり加えていくべきなのではないかな。その際には、この5年間の猶予期間というのが有効に使えるのではないのかなと、こんなふうに思うわけであります。民間の児童クラブにもこの規定のところを活用していただいて、支援していくということもできるのではないかなということですね。

○山賀委員

1点質問していいですか。

植木部会長

どうぞ。

○山賀委員

質問。この補助員というのは、放課後児童支援員の補助をする者ということであった場合に、その補助員も有資格者の場合もあるんですよね。

○小沢こども未来課長

それはあります。

○山賀委員

ありますよね。ちょっと混乱していたのが、補助員というのは何かいわゆる研修を受けた人で、放課後児童支援員の資格を有しない者というふうに読まれてしまうのかなというふうにちょっと見ていたので、厳密にこの補助員とはどういう人をいうのかということ、もちろん資格がない人もそうなんでしょうけど、補助をする者であれば、有資格者も当然この補助員となっている、現実的にはなっている可能性はあるという理解でよろしいのでしょうか。

○小沢こども未来課長

今の現状でございますか。今後ですか。

○山賀委員

今後です。

○小沢こども未来課長

今後、当然、資格があれば、放課後児童健全育成事業の中では放課後児童支援員となります。

○山賀委員

ただ、例えば私たちの職場ですと、常勤職員と非常勤職員というくくりがあるじゃないですか。パートさんと言われる人たち。パートさんにも国家資格を持っている方もいらっしゃいます。今のご説明だと、資格を持っていれば、それはもう放課後児童支援員ですよというふうになったとしても、現場的にはそれとは一線を引きながら、補助員ですよという職種になるのかなと思ったんです。

○小沢こども未来課長

雇用条件とはまた別物なのではないかと思います。ここの最低基準でいうところは、やはりこうした要件を満たせば支援員という位置づけになりますので、あとは事業所ごとに雇用形態が常雇なのか

パートなのかという差であるというふうに思います。

○山賀委員

私が伺いたいのは、専門性の担保として、研修を受けた人については補助員あるいは児童支援員という形ではあるんだけど、雇用とは全く違うんですよというご説明はそのとおりなんです、補助員というのは非常にちょっと線引きがしづらい位置づけなんだというのが非常に印象に残る定義づけというか、カテゴリーなんだというのは読んでいて感じたんです。今おっしゃる、小沢課長さんおっしゃるように、雇用とは違うんですよとおっしゃっていても、じゃ放課後児童支援員という資格を持ちながらも補助員ですよ、あなたはというふうなのもあるんですねというのを確認したかったんです。でも、先ほど、いや、それは違いますと、研修を受けていけば放課後児童支援員ですよと課長さんのほうから説明があったんですが、そういうふうな扱いでいくと、例えば常勤とパートさんでも、パートさんでも有資格者は児童支援員なんだと、放課後児童支援員なんだというふうになると、先ほどの例えば部会長さんがおっしゃったような形で言うと、補助員ではありながらもちゃんと専門性、資格を持った有資格者ですよと言うと、通るのかなとか、その辺はどういうふうに運用するのかなという、整合性が何か話としてはちょっとつかなくなっている点はないのかなというふうに違和感を感じたので、ご質問させていただきました。

以上です。

○小沢こども未来課長

今この基準条例で、職員の規定上からすると、いわゆる資格だけがうたわれていて、その雇用形態とか、あるいは正規に置いている者とパート的で補助に入る者というもののそういったところの条件というのが一切この基準条例ではうたわれていないところです。ですので、単純に言えば、事業所の位置づけが補助員という位置づけであっても、この条例の基準を満たすのであれば、支援員という形になりますし、この条例の基準に満たさないのであれば、正職であっても、いわゆる基準条例上は補助員という形になってしまうのかなと思います。

○山賀委員

逆は、余り考えづらいでしょうけどね。

○小沢こども未来課長

この逆は余り考えられないでしょうけれども、極端に言えばそういう形になるかと思います。

○山賀委員

ただ、パートさんの場合はあり得ますよね。

○小沢こども未来課長

はい。国が今考えているのは、やはり補助員といえども誰でもいいというのではなく、やはりある程度支援員のレベルまではいかないんだけど、ある程度のレベルに達した人をということで、新

たに子育て支援員という制度を創設しようという動きがあります。これは、最近人口減少社会を迎えて、将来の日本の雇用を支えるというところで、労働者も減ってくるわけですが、それについて、安倍内閣は女性の活用を柱の一つにしておりまして、地域にも眠っている資源があるだろうと。ここで、先ほど別資料の7に子育て支援員（仮称）の創設について（案）というのがあるのですが、これまだ国からは県、市に対して正式な説明はされていないのですけれども、ここの趣旨の②の2番目、先ほど部会長からも話がありましたが、育児経験豊かな主婦等を主な対象としたと記載されており、地域でもやはり資格を持っている人たちも眠っており、そういった人たちを掘り起こして、活用できるような制度もつくっておかないと、いきなりハードルの高い支援員を目指すということも難しいということです。難しいという部分では、先ほど飯塚委員が言われたように、雇用の面で難しいというものもありますし、個人的にスキルアップしていく段階で難しいというものもあって、それらを有効的に活用するために段落としてあり、多分国の制度設計としては、そこで終わりということではなくて、それにさらに将来的には放課後児童健全育成事業としての支援員としての活用もありますでしょうし、それから保育園等の保育士としての活用も視野に入れて、そういった途中段階での資格制度を創設したのではと私は思っています。

○山賀委員

おっしゃるとおり、雇用の掘り起こしとか、女性の労働力の活用というか、そういう点ではおっしゃるとおりなんだろうなと思っています。私が確認したい点は、そこを踏まえながらも、補助員とは何ぞやというところで、有資格者、資格のない人、そういう定義づけでは簡単に単純には整理できないのかなど。有資格者でも補助員というものはあるんですねということを確認したかったので、そういう理解でよろしいのでしょうか。補助員というのは、資格がない人だけとは限らないよという理解でよろしいのでしょうか。

○植木部会長

その資格というのは基礎資格のことですよ。

○山賀委員

基礎資格というか、研修とか、さっき申し上げたのは、いわゆる放課後児童支援員としての資格をもう持っている方もいらっしゃるわけですよ、経験とか国家資格とか。そういう方々が応募した時点で、もうそれは有資格者としてみなすわけではないのでしょうか。

○植木部会長

恐らくその混乱というのが、これ第4回の部会のときにこういう図が配られましたよね。これが混乱のもとなんですよね。これは、公設クラブの現状を正規職員、臨時職員で区分している。一方で、国基準案のほうは支援員と補助員でそれ対比させているんですね。ですから、これは正式に言うと、これは対比できない区分。

○山賀委員

先ほどの説明だと、それとは違いますという話なんですね。

○植木部会長

そうなんです。これ我々混同しながら議論進めてきたので、ややそのあたりがわかりにくくなっているということですね。ですから、放課後児童支援員であっても臨時職員になる可能性はあるということ、それは明確だというふうに思います。

○山賀委員

ここで言う補助員というのは、非常勤あるいはパートさんのことを補助員というふうに言っているわけではないと、定義づけとしては。

○小沢こども未来課長

この条例上はそういうことです。

○山賀委員

有資格者でもそういうふうと呼ぶことはありますよと。有資格者というか、補助をしながらも有資格者の人もいるし、逆に有資格者であるので、あなたは補助だけでも放課後児童支援員だよというふうと呼ぶ場合もあるということですね。

○小沢こども未来課長

そうです。

○山賀委員

なかなかちょっと混乱しますよね。

○植木部会長

そうなんですよね。こういった骨子は出てくるんですけども、じゃその研修の中身はどうかというのが、この7月の1日に国で議論が始まったばかりで、今後その支援員と補助員の研修の中身というのはこれから出てくるんですね。同時並行しながら我々も議論しなければいけないというところの歯がゆさというのがありますけれども、そのあたりが今の山賀委員のもどかしさみたいのところかなというふうに思います。ごもっともだと思います。

いずれにしても、そのようなどうやら2つの職種が出てきて、どうやらその2つは違うんだということがどうやら少しずつわかってきたということと、それと雇用形態というのはまた切り離して考えていかなければいけないというようなことが少し整理されてきたかなというところだと思います。よろしいでしょうか。

○山賀委員

はい。

○植木部会長

ありがとうございました。

山岸委員、いかがでしょう。

○山岸委員

私も今の話聞いていて、なかなかわかりづらかったんですけども、ちょっと事前質問もさせてもらいましたが、ひまわりクラブの職員の方がなかなか定着していかない現実もあるということも伺いましたし、逆に先ほどみたいに掘り起こしをしていきたい。じゃ、掘り起こしをしていったけれども、それだけでは終わらない、職場環境というんでしょうか、条例にしていかなければいけないのかなど。そこは、やっぱり長い間、できればひまわりクラブに就職して、働いていていただきたいなど。それは、子どもたちにとっても信頼関係ができた先生が次々かわるという状況は余りいいことではないかなと思いますし、子どもたち一人一人の育ちというのはすごく違って、放課後ふれあいスクールも私やっていますけれども、日々変わっていきます。そういった中で、先生たちがただ、ただ安全に預かればいいというだけの場所ではないと思っていますので、そこにかかわってくるからこそ、この資格の今の問題もちょっと整理していかなければいけないかなと思っています。掘り起こしも必要なんですけど、若い人たちも100%の今就職ではありませんので、保育園を目指していたけれども、たまたま落ちてしまった、子ども、子育てに従事したいというような方たちもぜひ来ていただけるような魅力ある職場にしていく必要もありますし、国のほうでは子育てが一段落した専業主婦等とありますが、専業主婦でなくても、子どもを育てたことがない方でも、子どもたちにかかわってみたいという方は地域にたくさんおられますので、そういった方たちが参加しやすいような何か、以前もお話ししたかと思うんですが、新潟市ならでは新潟市公認の何か資格というようなものをひまわりクラブの補助員になりますかね、補助員として働けますよということで、制定してみてもいいんじゃないかなというような考えは持っています。感想として持っています。有資格者となりますけど、それを逸してしまったけれども、後々子育て関係のこと、ひまわりクラブや学校関係、教育関係に携わってみたいという意欲のある人はたくさんいますので、そういった方たちのためにも、ある程度の基準のある何か資格、政令指定市、政令市新潟の資格というものがあったらいいかなと、そこである程度一定レベルの基準を満たせるかなというふうにはちょっと今思っています。

○植木部会長

ありがとうございました。

山田委員、いかがでしょうか。

○山田委員

保護者の立場から、有資格の方が子どもたちを見てくれるのがやっぱり一番安心だとは思いますが、それより、資格があるかないか以上に、子どもたちをきちんとした目で責任持って見てくれる方だったら誰でもいいという言い方はおかしいですけども、そういった方を望んでいると思います。山岸委員がおっしゃったみたいに、新潟市で独自の指導員の認定の仕方があったらいいんじゃないかなと思いました。子どもたちスイミングに通っているんですけども、コーチの方々すごくいろいろな肩書を持っている方がいるんですけど、日本スイミング協会何ちゃら認定コーチとか、いろ

んな肩書がある方もいれば、中には社内認定コーチという肩書しかない方もいらっしゃいます。それに対して、不安と思うことは親としてなかったですし、そういったことを踏まえて、新潟市でも新潟市認定指導員というような肩書というか、せつかく皆さんが研修とか受けて、きちんとした知識を持って補助員、今で言う補助員になるのであれば、補助員という肩書ではなくて、何か少し安心感のあるというか、そういった肩書があれば、保護者としてもすごく安心できるのではないかなと思いました。補助員という肩書は、少し心配です。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

本間委員、先ほどは失礼しました。いかがでしょう。

○本間委員

では、質問ですけれども、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とするということがありますけど、私の勤めている学校で言いますと、まだちょっとどうなるかわからないんですが、例えばということで、今の関屋の公民館の中にひまわりクラブがありますけれども、ちょっと面積の関係で学校の校舎使用も検討という、そういう形になっていますが、具体的にどうなるかはまだちょっと見えないんですけども、仮に公民館と学校と2つというふうになった場合は、それぞれこの支援の単位ごとというのは、それぞれに2人以上になるというふうに読んでよろしいのでしょうか。

○小沢こども未来課長

はい、そうです。

○本間委員

ありがとうございました。保護者の方々、いろんなやはり要望といいますか、お考えがありまして、学校にもいろんな要望をいただいて、それに応えるように努めていますし、また聞くところによりますと、ひまわりクラブにもさまざまな今要望といいますか、そういうような声が行っているというふうに聞きますので、やはりもし仮に分かれるような場合にはやっぱりそれぞれのところに専門性を持った方が必要だろうなというようなことを感じましたので、今の質問させていただきました。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

私から1ついいですか。資料1の6ページの第9条の第2項、修正がかけられた部分で、「便所等は含まず」と書いてあります。ここは、私の記憶では、共有部分は除くというふうな認識です。便所等とする、何か便所というのがすごく目立ってしまって、何で便所かというふうな、つまり便所等の共有部分は含まずとか、そういう表現のほうがいいのではないかなというふうに思うんですが、それは可能ですか。

○小沢こども未来課長

はい、そういう意味でございます。

○植木部会長

そうですね。そういう意味ですね。

我々委員はわかるんですけども、何か便所業者が怒りそうな文言ですけど、共有部分というふうなことですね。そのようにもし表現が補足できれば、そのほうが親切かなというふうに思いました。

ありがとうございました。またお気づきのところがあれば、最後のところでご意見をいただきたいというふうに思います。

それでは、後半の議題の（２）、ひまわりクラブの運営についてに移ります。

では、事務局より説明をお願いいたします。

（２）ひまわりクラブの運営について

○本間育成支援係長

それでは、資料２をご用意ください。それとあわせまして、本日お配りしました資料２―１も一緒に御覧いただきたいと思います。

それから、資料にある利用料、減免制度、指導員の賃金の改定案につきましては、我々が事務局のほうで考えた一例であるということをお知らせし添えさせていただきたいと思います。

それではまず、資料２、１枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。一番下の四角囲みにつきましては、これまで配付させていただいた資料の中で、今回検討の際に参考となる資料をご案内しているものでございます。

続きまして、１ページ目を御覧ください。平成27年度利用料収入額の試算ということではじいたものでございます。27年度のひまわりクラブの運営費の予測ですけども、前回ニーズ調査による量の見込みについて、国の考え方を基本としながら、実態に合わせた27年度の見込みを出すことを説明させていただきました。前回お示しした考え方によりまして、児童を見込み、指導員を基準条例のとおり配置しますと、現行指導員の賃金体系によれば、12億8,188万円必要と試算をしております。上の表の左側の現行基準のところになります。これを後ほどまた資料説明しますが、我々の考える待遇改善を図りますと14億1,558万5,000円になると予測しております。待遇改善した場合との差額が1億3,370万5,000円、年間これぐらいというところです。

その下、運営費予測に用いた指導員待遇の改善内容ですけども、正規指導員につきましては放課後児童支援員の資格を有する方になりまして、現行では月額12万6,200円となっており、こちらにつきましては毎年1,300円の基本給加算があります。こちらの基本給を保育士並みにしますと14万9,200円となります。保育士が週38.75時間で16万7,600円ということですので、放課後児童クラブの勤務は現

在週34.5時間での計算となっております。時間換算すると14万9,200円というのが待遇改善をした場合の金額になります。

また、右のほうですけれども、加配指導員についてですが、こちらにつきましては先ほどもいろいろ話があったんですけれども、支援員資格に該当する方と無資格、補助員となられる方がおりますので、現行ではどちらも同じ時給760円で、年数に応じての加算もないというのが現実です。これを有資格者につきましては、政令市における放課後児童クラブ職員の平均的な時給が840円となっておりますので、840円を基本としながら、年数に応じて保育所の臨時保育士の960円までアップさせていきたいというふうに考えております。

産休代替の指導員につきましては、現行の900円から保育士並みの960円にアップしたいと思っております。土曜勤務については現行1,020円ですので、こちらについては据え置きを考えています。

次に、指導員数の予測についてですけれども、恐れ入ります、15ページのA3の表を御覧いただきたいと思っております。大変細かくて見づらい資料で申しわけありません。先回の部会でご確認いただきました量の見込みを各区、各クラブに当てはめまして、27年度の児童数の見込みを出しております。おむね40人を1集団とするというクラス数も予測しております。1クラスにつき2人の指導員、うち1人は放課後児童支援員という基準条例を遵守するとともに、現行ひまわりクラブにつきましては2人の有資格者を配置しておりますので、下回らないように配置をして計算しております。

16ページの一番下に総計がございます。クラブ数による正規指導員234人、クラス分けによる正規指導員が18人、あと臨時指導員が172名必要となります。現行の配置基準との差では、正規指導員が18人、臨時指導員が8人の増員となります。こちらは、基準条例による配置で現行よりも下回らないというところで設定しております。

また、先ほどの経費のところの中には障がい児加配、障がい児による加配指導員も必要になっております。こちらにつきましては、現行と同じ割合で、118人分が見込んでおります。

次に、13ページにお戻りいただきまして、こちらにつきましてはひまわりクラブにおける運営費の負担割合の現況についてです。一番左の円グラフが国の示す負担割合で、保護者の負担、つまり利用料が半分、国が6分の1、市と県がそれぞれ6分の1と示しております。新潟市は政令市ですので、6分の2の負担となっております。

真ん中の円グラフが今現在の負担割合です。保護者は30.3%、国が15.3%、新潟市は減免分も合わせて54.5%となっております。国の考え方からは大きく乖離しているという状況になっております。

その右、一番右の円グラフについてですけれども、現在利用料は6,900円でして、市民税所得割額が23万5,000円未満の方は減免を受けることができます。26年4月実績では78.3%の方が減免を受けておまして、減免後の平均の利用料は4,700円ほどになっております。

もう一度1ページにお戻りいただきたいと思っております。中段右の円グラフを御覧いただきたいと思っております。1つ目は現行の利用料で、指導員の待遇改善を図らなかった場合の負担割合です。先ほど見て

いただきました26年度の実績と同じ負担割合となります。

その下の円グラフは、待遇改善を図るのですが、利用料を改定しない、現行の利用料金、減免基準とした場合の試算です。こちらにつきましては、さらに新潟市の負担が増え、保護者負担が減るといふ試算になっております。

2ページ目を御覧ください。2ページ目からが利用料金改定の案でございます。本日お配りしました資料2—1が比較の一覧となっておりますので、あわせて御覧いただければと思います。案1、案2とも、指導員の待遇改善を行い、質の改善を行うことによりまして、運営費が増加いたしますけれども、国の考える保護者負担を50%まで適正化を図りまして、利用料として保護者に負担をお願いする案でございます。

案1と案2の違いにつきましては、案1は通年月額9,000円を基本とするものです。案2につきましては、8月の夏休みの利用料金を1万5,000円としまして、ほかの月を8,300円として、8月のみ高く設定するという内容でございます。

減免の内容はおのおの違ひまして、①と③につきましては、一覧表を見ながらのほうがよろしいかと思うのですが、①と③につきましては生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯を半額とし、それ以外の減免を行わないものです。

①と③以外につきましては、生活保護、非課税減免に加えまして、多子世帯への減免を行うものです。子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、多子世帯の経済的負担を緩和するための支援というものは本市の方針でもありますので、その考えを案に取り入れたものでございます。多子減免分については、市の施策として新潟市のほうで負担をするというふうと考えております。きょうだいの割合につきましては、厚生労働省の平成24年人口動態調査から引用しております。②—1、④—1につきましては、第2子を2分の1減免、第3子以降は3分の1減免とする案でございます。②—2と④—2につきましては、第2子2分の1、第3子以降無料とする案でございます。②—3、④—3につきましては、第3子以降のみ無料とする案でございます。

資料2の4ページ目以降が料金改定に伴うシミュレーションになってございます。まず、4ページの案1の②—2、利用料は9,000円で、第2子2分の1、第3子以降無料とした場合のシミュレーションです。標準的な世帯の例でございますけれども、平成26年実績で52.7%がこちらの区分に該当します。年間、それぞれ表のところは毎月と8月と年間と、それぞれ記載させていただいております。年間ベースで見ますと、第1子のみ利用の場合は5万2,800円の増額になります。第1子と第2子の利用でも5万1,600円の増額になります。それ以外のパターンでは、現行よりも利用料金が減額される試算となっております。

次に、5ページを御覧ください。こちらの試算は、市民税非課税世帯のシミュレーションになります。全体の9.5%がこちらの区分に該当します。第1子のみ利用の場合は、2万6,400円の増額になります。第1子と第2子の利用では2万5,800円の増額になります。それ以外のパターンでは、現行よりも利用

料金が減額される試算となっております。

一番下は生活保護世帯なんですけれども、現行と同じく、利用料は無料となります。

次に、6ページを御覧ください。こちらは、市民税所得割1万円未満世帯のシミュレーションです。26年度では14.6%の方がこちらの区分に該当します。第1子のみ利用では6万6,600円の増額となります。第1子、第2子のみ利用ですと7万9,200円、第2子のみ利用で1万2,600円、第1子、第2子、第3子全て利用しますと3万7,800円の増額となります。第2子、第3子が利用する場合、第3子以降のみが利用する場合は減額となります。

次に、7ページを御覧ください。こちらは、市民税所得割額が23万5,000円以上の世帯のシミュレーションです。21.7%が該当します。ここの区分につきましては、現在の減免制度では対象になっていない区分になっています。第1子のみ利用ですと2万5,200円の増額となりますけれども、子どもがふえる、多子減免分が反映されますと、全て現行より下がるというふうな試算となっております。

次に、8ページを御覧ください。ここからは、案2のシミュレーションになります。8月以外の利用料金が8,300円、8月のみ1万5,000円とした場合のものです。それで、多子減免として、第2子は2分の1、第3子以降無料とする場合のシミュレーションとしております。年額につきましては、先ほどの案1の②—2と変わらないんですけれども、増額される区分や減額される区分もまた同じになります。月額料金が変わりますので、年額料金は案1、案2と変わらないということで、シミュレーション自体も変わらないというふうな試算となっております。11ページ目までが案1と同じようにシミュレーションしておりますけれども、額自体は変わっていないというもので、ご確認いただければと思います。

次に、12ページを御覧ください。放課後児童クラブ指導員の待遇についてです。ひまわりクラブの指導員の待遇ということですが、1ページ目の説明と重なる部分につきましては省略させていただきます。このページの一番下の表を御覧ください。指導員の待遇を見直して、年収への影響額を試算したものでございます。正規指導員につきましては年36万5,000円、臨時指導員につきましては、資格のない方は時給が現行と変わりませんが、有資格者につきましては年収で11万8,000円引き上げられると試算しております。

次の13ページから16ページまでは今ほど説明しましたので、17ページ目を御覧ください。こちらは、政令市20市の利用料の比較になります。月額利用料が無料のところがございますけれども、こちらにつきましては放課後子ども教室推進事業と一体であったり、児童館事業と一体であるといったところが無料となっております。有料のところの箇所の平均をいたしますと、5,806円ということになります。現行の新潟市より低い水準となっております。おやつ代の欄を挟みまして、減免基準のところを御覧いただきたいと思っております。大半の政令市が生活保護世帯や市民税非課税世帯を免除するというシンプルなものが多くあります。先ほど説明させていただきましたが、新潟市は減免後の平均利用料は4,700円となっておりますので、減免後ですと政令市平均よりは低い状況になっています。

おやつ代につきましては、政令市の平均が1,950円ということで、新潟市は2,000円ですので、やや平均ということになります。

次に、18ページを御覧ください。A3、1枚物の資料です。こちらは、政令市の公設の放課後児童クラブの賃金の一覧表でございます。上下段で各政令市記載しております。少し見づらくて申しわけありませんけれども、項目の中の3番目に国家公務員の地域手当に係る級地区分により、級地区分がそれぞれ地区ごとに設定されておりますので、それぞれ相当額をカットした金額もあわせて載せてございます。1番下、欄外にあるんですけれども、指導員賃金を時給換算している新潟市以外の13市の平均が837円ということになっておりまして、先ほどの臨時指導員の見直し単価も840円ということで設定させていただいております。

新制度に向けて、利用料の見直しとか、賃金改定、開設時間の見直しにつきまして、各政令市へ聞き取ったところです。それぞれ表の中ほどにあるんですけれども、なしと、検討していないところが大半な状況でございます。

最後に、19ページを御覧ください。ここで数字の訂正をお願いしたいんですけれども、3番目のさいたま市、利用料金のところ、6,000円となっておりますけれども、8,000円の誤りですので、8,000円と直していただきたいと思います。その下、平均も5,600円ではなくて、5,806円となりますので、修正をお願いします。

こちら開設時間をまとめたものでございます。7時15分を含めまして7時までとするものが9市、6時もしくは6時半までとする市が11市ございます。開設時間を見直しを考えているのが、今のところ静岡市、堺市、北九州市、この3市が見直しを考えているということで、資料には載っていないんですけれども、聞き取った状況でございます。また、神戸市におきましては、一部のクラブにつきまして7時まで延ばすクラブを少しずつ増やすという回答でしたし、熊本市におきましては土曜日とか、そういった休みの日の開所時間を8時半から8時に前倒しをするというふうな回答でございました。ほかのところは、特に変更はないということの回答でございました。開設時間につきましてもこれまでいろんなご意見をいただいておりますので、引き続きご意見をいただきたいと思います。

以上で後半部分の説明を終わります。

○植木部会長

ありがとうございました。

今日は、特に何かを決めるということではなくて、今この説明を受けた内容についてご意見をいただく形でいいですか。

○本間育成支援係長

はい。

○植木部会長

この後半の資料2の部分に関しては、次回以降の部会でも引き続き検討ができるということによろ

しいですか。

○本間育成支援係長

はい。

○植木部会長

わかりました。

1点確認をさせていただきます。15ページ、16ページのA3の大きな細かい表ですけれども、このうちの平成27年予測の一番右側、1人当たり面積、これは1.65を超えるか超えないかというところの大事な基準ですけれども、これは共有部分を含めたものですか、除いたものですか。

○本間育成支援係長

今現在、社会福祉協議会の協力によって、今共用部分の見直しを行っているところで、まだまとまっていませんので、こちらの施設面積につきましては現行の面積、共用部分も含んで面積になります。ですので、改めて共有部分の面積を除いた段階で修正を図っていきたいと思いますので。

○植木部会長

そうですね。そこがとても重要な数字で、それがないと正確な議論ができませんので、どうぞ早急に調査をかけていただいて、できれば次回の部会に間に合うように資料を整えていただけるといいかなと思います。お願いいたします。

というわけで、今ざっと説明を受けた内容を受けて、皆さん方から今回ご意見、率直なご意見というふうなことでございました。

山田委員、保護者の立場から、利用料金、これ資料の2-1なんか見ると、これ値上げですよ。どうですか。

○山田委員

これは、本音で言えるんだったら、皮肉っぽい言い方すれば、すごい利用者を抑えられるかな、今のこの面積の問題とかも解消するのかなとは思いますが、本当に値上げになってしまうと、利用者が減ったときの、本来なら利用する立場の子どもたちがどこに行っちゃうのかなという、1人で家にいきやいけなくなってしまうたり、そういった問題も出てくるのかなと思うので、値上げはできれば避けてほしいと思うのと、値上げ、指導員の待遇を改善するためにやっぱりお金が必要になってくるんだったら、減免の額の見直しなんかをしていけばいいんじゃないかなと思いました。あと、8月の利用料金は、一月ほとんどを1日で利用する子が多くなるとあれなので、値上げしてもいいのではないかなと思いました。実際私も子どもが8月1カ月利用しましたが、そのときにも1カ月でしたが、減免の制度で少し値下げしていただきましたし、すごく安いと感じたので、このあたりももう少し、値上げという言い方はおかしいんですけども、料金の調整を考えてもいいのではないかなと思いました。

それから、多子減免ですか、いっぱい子どもがいるおうちの利用料金ですけれども、第3子が無料

というのに、うちにも子ども3人いるんですけども、ちょっと違和感というか、3番目だから、ずっと無料ということになりますよね、これだと。子どもたちが小学生、上の子たちが小学生じゃなくても、利用していなくても、第3子だから、ただという形になるんですよね、これ。それは、保護者というか、3人子どもがいる立場としてはすごくうれしいんですけども、何かちょっと違うんじゃないかなと思いました。せめて、うちですと6年生、4年生、1年生になりますので、多分6年生の子は利用しなくなると思います。そういった場合、4年生、1年生の子が利用しているとしたら、その子たちを第1子、第2子扱いにした料金の設定にしてもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

山岸委員、いかがでしょうか。

○山岸委員

ひまわりの指導員の方の給料というんでしょうか、夜間の場合は想定していないで今回試算というか、出されているものと考えていいでしょうか。

○本間育成支援係長

今現在の6時半まで。

○山岸委員

6時半までということ考えられるということで。これがまた夜間になった場合もまた今後考えていかなければいけないので、ちょっと質問させていただきました。そのときに夜間どうしても預けたい家庭に対してまた別料金の枠を考えるのか、もしくはそこも含めた金額にこれをしていくのかというのが今後の課題になっていくのかなというところも思います。先ほどの値上げ、実質値上げ的部分についてですが、本当に必要な人には丁寧に手を差し伸べる必要がありますし、減免も必要ですし、利用料金も考えていかなければいけない部分と、逆に現実ちょっとだけ働いて、子どもと離れたいなと思って、気軽に預ける方も実はいるということは知っていますので、そういった方たちをどうするのか。本当に必要な方たち、必要な子どもたちにとってのひまわりクラブにしていくためには、ある程度、安いから、簡単だからということよりも、ある程度必要な金額は納めていただく中で責任を持って見ていくという視点も必要なのかなと、両方の部分のことを今この表を見て感じました。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

山賀委員、お願いいたします。

○山賀委員

新潟市さんとしては、補助金というか、委託料を減らしたいのか、それとも今の放課後児童クラブ

の質を上げたいのか、お金をかけてあげたいのかというところの立ち位置が、この表を見ると、なかなか読みづらいなと思って読んでいました。ですので、本当にさっき小沢課長さんのほうから就労支援の部分、労働力、それはスタッフの部分でもありますが、国の政策としては働くということに応援しながら、同時に子育ても支援しましょうという、雑駁な言い方をすれば、そうなんです、でもお金も取りますよという、働く意義がどこに出てくるのか、そこでちょっと女性の皆さんも迷うんだろうなと思っています。ですので、山田委員がおっしゃるように、これだけ料金上がると、働く意味があるのかなというふうなやっぱり迷いが出てくる線がこれかなと思っています。やっぱり下手をすると倍以上費用負担が出て、応能負担ですよと言われると、そこまで無理して働いても結局持っていられるのかというところのちょっと矛盾というか、そういうところで悩まれるかなと思っているので、適正な費用負担をどういうふうに定めるのかなということと、さっきの円グラフでいういわゆる自治体と国と保護者の負担割合というのを、どういうふうにこれを突き合わせていくのか、折り合いをつけていくのかというのはなかなか難しいなというふうに思いながら見ていたんで、新潟市さんとしてはどういうふうが一番持っていきたいのかなということと、実際に事業を運営する市社協さんとしては、私は市社協さんの立場からすると、いわゆる予算の負担割合というよりは、やっぱり自分たちの事業者としての経営、運営というものがこれでどうなるんだろうかという部分もあると思うので、その辺についてはちょっとコメントをいただければいいかなと思っています。

長くなりましたけども、山田委員さんの指摘はとっても的を得ている箇所があったんです。料金を上げると利用者を整理できるというのは、福祉施設でも同じようなことをやっぱりやるんです。ただより安いものはないんです。やっぱりある一定必要な人たち、それなりのニーズを持って、負担もそれなりにしますよという人たちに絞っていくと、意外と利用者って減っていくんですよ。ですので、何でもかんでも安いですよ、どうぞと言うと、今の例えば放課後児童クラブのキャパがもう満杯になって、パンクしちゃうということを考えると、ある程度の縛りをつけることによって、本当にあなたのおうちは放課後児童クラブ、ひまわりクラブが必要なおうちですか、どうなんですかということを経査する、ふるいにかけるというのは、ある一定は私はあっていいと思っています。いいと思ってる。だから、そのときの適正な費用負担というのは出てくる。

この前ちょっと見学をさせていただいて、非常に私はもうキャパを超しているなと、亀田のひまわりクラブさんを見たら、キャパを超しているなと思ったんです。そこに、費用が安い、子ども2人も3人もぼんと預けられる。じゃ、働いて、もう少し収入得られるということで、保護者にとっては一見願ったりかなったりなんです、子どもの立場からすると、相当、やっぱり幾ら1.65と言われていても、苛酷な環境だなということを実感してきました。ですので、本来であれば福祉サービスもそうなんですけれども、やっぱり必要なところに必要な分だけのサービスをしていくという、そしてそれが適正な価格であり、専門職が適正な報酬を得るということがやっぱり前提になっていったほうがいいんじゃないかなということをおもうので、余り間口を広げて、6年生まで、これだけふえましたとい

うことは、誰が一番喜ぶんだろうということを思いながら感じていました。実際には親御さんたちも、やっぱりあんなところに子どもを入れていて、子どもにとって本当にいい環境なのかなという生の声も、いらっしゃった保護者の方もおっしゃっていました。いや、うち、あんなすごいところにとっても入れられないという、私はそういう現実もあるので、本当に利用者負担は安ければ安いほどいい、たくさん利用してくれればいいというふうには単純に割り切れないところはあるなといふうに感じましたので、最終的に予算を減らしたいのか、減らしたいというか、国や新潟市や保護者のそういう適切な負担割合をつくりたいのか、あるいは事業者の後押しをするための費用負担をこれからはやっぱりやっていかなきゃいけないと考えるのか、その辺の立ち位置がもうちょっと知りたいかなということです。長くなって済みません。

○植木部会長

ありがとうございました。

事務局からのコメントは、一番最後にいただくことにいたします。

では次に、飯塚委員、お願いいたします。

○飯塚委員

子どもたちの放課後の過ごし方については、私はもう自治会長二十数年やっています、新潟市の育成協議会の会長も約10年くらい経験してございますけども、やっぱり子どもたちの放課後の過ごし方、これもう少し地域が関心を持ってもらいたいと思うんです。私のところでは幸い自治会の集会所がありまして、定期的に子どもたちを集めて、暇な年寄りがいっぱいいますもんですから、子どもたちの遊びの相手をしたり、あるいは学校の先生、退職なすった方が勉強のお手伝いしたりという、一応自治会で施設を持っていますんで、大いに協力させていただいているんですが、放課後の子どもたちの過ごし方というのは私非常に関心を持ってまして、私西区なんですけども、新潟県の万引き防止推進委員の職も受けておまして、西区の子どもたちが東へ行って集団で万引きしてくるというふうなことで、時々西警察署から通報がございまして、放課後の子どもたちの過ごし方、これについてはもう少し地域の皆さんも関心を持って、子どもたちを守ってあげたいと常々感じています。だから、いい策は、決してこれぞというのはないんですが、やっぱり本当に地域を挙げて子どもたちに関心を持って、本当に今、ここにお母さんたちもいらっしゃいますけど、子育てが一番難しい時代に入っちゃっているんですね。それも地域を挙げて見守ってあげたいという気持ちを市民全員が持つてくると、お母さんたちも、ほかの親御さんたちも少しは地域を信頼してもらえるとということにつながるんじゃないかと思うんで、ぜひこれからも地域の関心を子どもたちに向けてもらいたいという運動は、私は死ぬまでやるつもりでおります。

以上でございます。

○植木部会長

ありがとうございました。

大竹委員、お願いいたします。

○大竹委員

今は利用料金についてということだったんですが、私は基本的には子育てに、子どもというのは将来私たちの時代を支えてくれる子どもたちなので、その成長段階においてはやはりお金はかからないほうが良いというふうには思っておりますが、やはり子どもは親が育てるものということで、その意識をしっかりとっていただくためにも、やはりある程度の負担はしていかなければいけない。ただ、先ほど山賀委員がおっしゃっていましたが、今の現状行われているひまわりクラブ見学する機会をいただきました。先ほどおっしゃっていましたが、迎えに来られた保護者の方も、どうかならないものではないかというような言葉が出てくるくらい、とても子どもが健全に育つという目的にはそぐわない、とても言えないような状況が展開されていたわけです。そうすると、やはり管理運営ということを考えたときに、ある程度の負担をしていただくことも必要だろうということも思いますが、適切な利用料金の算出方法についてということですが、どうなのでしょう。今後考えていきたいと思っております。ただ、その1つ、山田委員がおっしゃっていた、1人目、2人目と、新潟市はすごく細分化して利用料金設定してくれていますが、子どもが3人いたら、利用している1人目と2人目というような呼び方で算出していくというのも一つの方法かな、保護者の負担ということを見ると、そういうカウントの仕方もいいのかなというふうにも思いました。ちょっとまとまりませんが。

○植木部会長

ありがとうございました。

本間委員、お願いいたします。

○本間委員

とても難しい問題で、整理がなかなかつかないのが正直なところです。お仕事していただいている方の賃金は高いほうが良いし、しかし保護者の方の負担はできるだけ少ないほうが良いですし、しかしこれ運営をしていかなければならないので、どのあたりで折り合いをつけるのかなという部分で、ちょっとこうしたほうが良いということがなかなか断定的には言えない状況です。私、学校の立場ということでもありますので、学校でも保護者の方からはお金をお預かりして、子どもの教材費等々に使わせていただいているわけですが、できるだけよいものを安い値段で購入をして、可能な限り大きな効果を上げられるようにということをやっているわけです。また、学校では子どもたちの教育活動行っていますけれども、やはり学校の努力だけではうまくいかない部分がたくさんあって、放課後の活動も含めて、家庭や地域での過ごし方というものが、学校で行っている教育活動どれだけ高められるかにとても大きなつながりがありますので、そんなことも考えたときには、いろんなことがあって、なかなかまだよくわからないんですけれども、しかしやっぱりひまわりクラブでの子どもたちの生活や活動の質といたしますか、やっぱりそういうようなものはある程度保障できるような、そういう

やっぱり仕組みにする必要があるのかなど。さっき非常に厳しい状況の中でやられているクラブもあるというようなお話もありましたけれども、可能な範囲の中で、子どもたちがその趣旨に沿った、いい、いろんな活動ができるようにするためにはどのぐらいの広さがあるかというようなことをいろいろ考えた中で、この先見えてくるのかなということ、ちょっと今これ以上のことは今言えないような状況です。済みません。

○植木部会長

ありがとうございました。

またこの議論は引き続きされますので、ありがとうございます。

では、この6人のご意見を受けて、事務局より何かコメントございますか。

○小沢こども未来課長

熱心なご議論、大変どうもありがとうございました。今ほど部会長から言われましたとおり、利用料金、それから開所時間、利用時間については、また次回以降議論をしていただきたいと思います。その中で、まず利用料金につきましては、私ども今回初めて提示をさせていただいた部分でございまして、なおかつ料金の設定もあらあらのものでございます。一応一つの案として何かないと議論が進まないものですから、ほんの一案という形で出させていただきましたが、ただその中でもやはりこれぐらいレベルを上げていかないと、なかなか今後のひまわりクラブの施設のにも運営的にも充実に向けては難しいような状況もあります。先ほど山賀委員からも新潟市がどのような考え方で出してきたのかということもありましたので、次回には料金設定の基本的な考え方、これを示させていただいて、それをベースに置いた上で議論できるような環境を整えたいと思います。

それから、利用時間、それから山岸委員のほうからも言われましたし、利用時間の延長と、それからその延長部分についての料金設定、これにつきましても次回できれば各委員から、今新潟市の場合で6時半までですけれども、それを延長しなくてはならない、そうした場合に、延長する時間と、それからその延長した場合の料金設定がどうあるべきかというのもある程度考えていただきたいと思います。今までどおり利用料のところに上乗せするのか、あるいは附帯サービスとして、時間延長を求める人たちだけにその延長分の料金設定をするのかということについても、次回までに、考えていただければというふうに思います。次回に向けて我々も議論できるような資料をそろえて臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○植木部会長

ありがとうございました。

終了時間が迫ってまいりましたけれども、ここで少し、市の社協の地域福祉課の高橋課長、何かコメントがあれば、一言いただければと思います。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

新潟市社協地域福祉課の高橋でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、いろいろな部分で委員の皆さんから今ひまわりクラブが抱えている現状についての関連するコメント等いただきまして、非常に心強く思ったところでございます。

1点、利用料金のほうの改定の関係の中で、私どもの嘱託の正規指導員の賃金のほうの改善ということで、こども未来課さんのほうでかなり細かい資料をつけていただいたというのを非常に私どもとしてはありがたく思っております。と申しますのは、今現在でも正規指導員募集しましても6名程度欠員が出ておる状況でございます。今年度になりまして、県内の各大学ですとか専門学校に直接お邪魔しまして、募集についてご説明をさせていただきましたところ、やはり最低でも月額15万円ぐらい、そのレベルがないと、なかなか今の仕事としては難しいのではないかというご意見をいただいております。今は、今現在198名ぐらいでやっておりますが、このこども未来課さんの試算でいきますと、40名ぐらいでしょうか、ふやさなければいけないという、この試算でもそういう状況でございますので、それを可能にしていくためには、やはり指導員の待遇改善というものも必要になってくるかと思っております。逆に、待遇改善していただくことで、またスキルのレベルアップ、責任を持った子どもたちを預かるという姿勢を高めていくということを社協としましては前面に据えまして進めていく必要があるかなと思っております。

私のほうからは以上でございます。ありがとうございました。

○植木部会長

ありがとうございました。

きょう後半の部分は、先ほど申しましたように、次回以降議論が続くわけですが、前半部分、これ、この後早急に、パブリックコメントを締めた後、議会のほうに上げていく、その間に部会が開かれないということで、冒頭で2つの選択肢のご提示がございました。臨時で部会を開くか、それとも次回の部会はやはり予定どおり9月末、10月に行って、その間の協議、議論については、部会長である私と、それから代行である山賀委員と、それから事務局できょうの意見を集約した上で、そしてパブリックコメントまたこの後たくさん出てくると思いますので、またそれを集約した上で、少しまとめて案をつくって、委員の皆さん方に郵送なりで送らせていただき、そして目を通していただいて、それを案として議会に上げるというような方法です。前者と後者の方法がございませうけれども、どちらがよろしいでしょうか。我々でまとめてよろしいですか。山賀委員、よろしいですか。じゃ、後者の方法で、じゃ今後させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議題は以上で終了いたしました。事務局にお返しいたします。

3 その他・事務連絡

○古泉こども未来課長補佐

植木部会長、どうもありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。3番目のその他・事務連絡ということで、事務局から今後の予定について連絡させていただきます。

○本間育成支援係長

私のほうから今後の予定について連絡させていただきます。

パブリックコメントの取り扱いにつきましては、今ほどお決めいただいた内容で進めさせていただきたいと思います。

8月下旬に第5回の子ども・子育て会議の本体会議が開催されます。そのときに基準骨子案のパブリックコメントの結果と基準条例の部会確定案を報告することとなります。

次回、この検討部会の日程ですけれども、次回10月を開催したいと考えております。今回は、ひまわりクラブの開設時間、利用料、減免制度につきまして、指導員の待遇改善とあわせて引き続きご議論いただきたいと思います。それに加えて、放課後児童クラブに関する子ども・子育て支援事業計画につきましても検討していく予定としております。

本日お配りしました日程調整表によりまして、都合の悪い日をお知らせいただきたいと思います。本日わからない場合は、日程がわからないようでしたら後日ご連絡いただきたいと思います。

連絡は以上でございます。

4 閉会

○古泉こども未来課長補佐

それでは、事務局のほうは以上で連絡はないのですが、皆さんはよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第6回放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。貴重なお時間いただきまして、どうもありがとうございます。